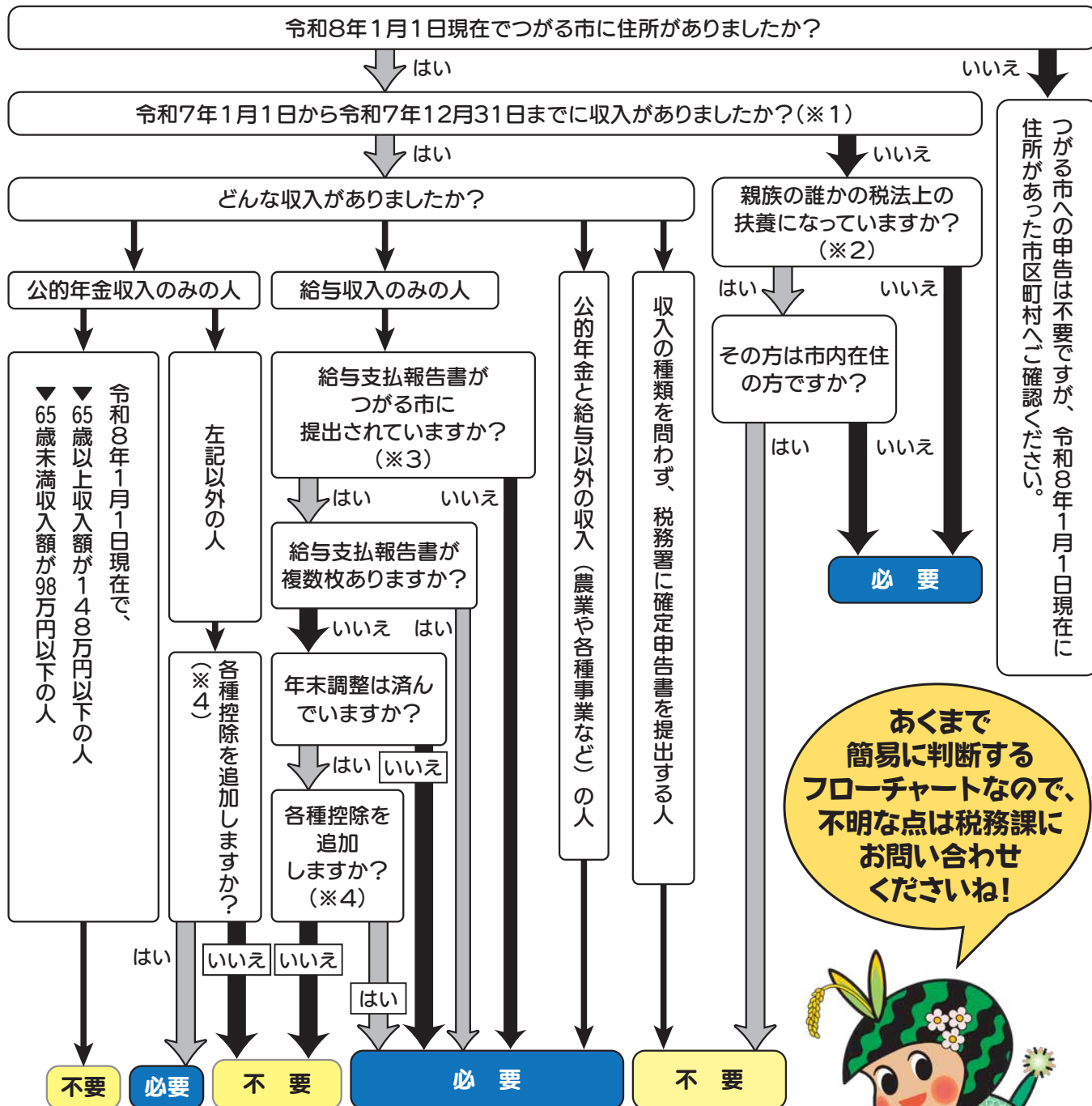


令和8年度 市・県民税申告相談のお知らせ

市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告がスムーズに行えるよう関係書類をそろえて今から準備をお願いします。まずは市・県民税の申告が必要かどうか、以下のフローチャートでチェックしてみましょう。

1 申告が必要かどうか確認しましょう



- ※1 遺族年金、障害年金、雇用保険のみを受給していた人は、収入がなかった人に含まれます。
- ※2 保険証の扶養とは異なります。
- ※3 あなたの給与支払報告書がつがる市に提出されているかどうかは、給与支払者へご確認ください。
- ※4 各種控除には、扶養控除、配偶者控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、ひとり親（寡婦）控除、寄附金控除、障害者控除、住宅借入金等特別控除などがあります。

2 申告会場に行かなくても申告できます!

申告会場に来場しなくてもスマートフォンやパソコン、郵便を利用して申告ができます。

住民税申告の郵送での申告

以下の書類を市役所税務課まで郵送してください。

- ①記入した申告書（市役所、各出張所に用紙を備え付けてあります）
- ②マイナンバーの番号が分かるもの（マイナンバーカード、マイナンバーの記載のある住民票）の写し
- ③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し

なお、**郵送された書類は返却しません**ので、申告書の控えが欲しい方は切手を貼った返信用封筒も同封してください。**必ず連絡先を記入してくださいようお願いいたします。**

☎ 郵送の送付先：〒038-3192 つがる市木造若緑61-1 つがる市役所税務課

詳細は
こちらから

eLTAx(エルタックス)での申告

個人住民税申告について、令和8年度申告分(令和7年分の収入に対する申告分)からマイナポータル、eLTAxのホームページおよび市ホームページを經由して個人住民税の申告手続きが開始される予定です。

詳細については、個人住民税申告の電子化に係る特設ページをご確認ください。



確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで簡単に申告書を作成することができます。

対応しているスマートフォン、パソコンの機種や申告方法など、詳細は国税庁ホームページでご確認ください。

「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷した申告書と添付資料を税務署へ郵送または持参することもできます。

3 昨年度からの変更点

①申告受付時間の変更

【平日】

変更前：8時45分～16時30分

変更後：8時45分～**16時15分**

【日曜(2/22・3/8)】

変更前：9時00分～16時30分

変更後：9時00分～**16時15分**

②住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の拡充

1. 借入限度額について、子育て世帯等(18歳以下の扶養親族を有する者または自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者)が令和7年に入居した場合には、令和4・5年入居の場合の水準(認定住宅：5,000万円、ZEH水準省エネ住宅：4,500万円、省エネ基準適合住宅：4,000万円)が維持されます。

2. 特例認定住宅等の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置(合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。)について、建築確認の期限が令和7年12月31日まで延長されます。

【令和6・7年に入居(予定)の新築住宅について住宅ローン控除の申請を予定されている方へ】

令和6年1月以降に建築確認を受けた場合、省エネ基準を満たす住宅でない場合は住宅ローン控除を受けられません。

③物価上昇局面における税負担の調整および就業調整への対応

1. 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55万円の最低保障が65万円に引き上げられました。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円～180万円以下		給与収入×40%－10万円
180万円～190万円以下		給与収入×30%＋8万円

2. 特定扶養控除の見直し・特定親族特別控除の創設等

- 所得者が特定親族（所得者と生計を一にする**19歳以上23歳未満**の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人および白色事業専従者を除く）で合計所得金額が**58万円超123万円以下**）を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円～ 95万円以下	45万円
95万円～100万円以下	41万円
100万円～105万円以下	31万円
105万円～110万円以下	21万円
110万円～115万円以下	11万円
115万円～120万円以下	6万円
120万円～123万円以下	3万円

3. 扶養親族等の所得要件の改正

- 基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

また、給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下	48万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円～133万円以下	48万円～133万円以下
勤労学生	85万円以下	75万円以下

※詳しい改正内容については国税庁のホームページをご確認ください。

4 よくある質問

Q1 医療費は10万円を超えないと控除されないの？

A1 医療費控除は控除する方の総所得金額等の5%か10万円のどちらか低い方の金額を超えた分が所得から控除される制度ですので、必ずしも10万円を超えないと控除されない、というわけではありません。（実際に支払った医療費の合計額-(1)の金額)-(2)の金額

(1) 保険金などで補てんされる金額

(例) 生命保険契約などで支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費・出産育児一時金など

※保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

(2) 10万円

※その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額

(例) 総所得金額等が150万円の人で、1年間に支払った医療費の総額が8万円だった。

→総所得金額等の5%は7万5千円となり10万円よりも低いので、8万円-7万5千円=5千円が所得から控除されます。

Q2 申告を済ませた後に医療費通知書が届いたけどどうすればいいの？

A2 申告相談受け付け期間であれば訂正することができます。ただし、医療費控除は所得から控除されるものなので、控除する所得がない方については訂正しても税額に変更がない場合があります。

5 申告相談の際に持参するもの

共通して持参するもの

マイナンバーカードをお持ちの方	(番号確認書類・本人確認書類) マイナンバーカード
マイナンバーカードをお持ちでない方	①(番号確認書類) マイナンバーの記載のある住民票の写し ②(本人確認書類) 運転免許証、障害者手帳など
扶養している者や事業従事者がいる方	その者のマイナンバーが分かるもの
申告者本人の口座番号が分かるもの	申告者本人名義の通帳など
以前に利用者識別番号の用紙を受け取ったことがある方	利用者識別番号の用紙

各種所得ごとに持参するもの

給与所得者、公的年金所得者の方	給与の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票
農業、営業、不動産などの事業所得の方	収入・経費を記載した収支内訳書 記載した内容の根拠資料(領収書など)
一時所得の方	保険の一時金や満期返戻金の受取通知書
譲渡所得の方	売買契約書、譲渡費・取得費がわかるもの (収用・あっせんの場合は)特別控除証明書
雑所得の方	個人年金保険を年金形式で受け取った場合の支払証明書 シルバー人材センターの配分金支払証明書

各種控除を受けたい方が持参するもの

医療費控除	「医療費控除の明細書」または「医療費支払通知書」
社会保険料控除	国民年金保険料等の領収書
生命保険料・地震保険料控除	保険会社が発行する保険料控除証明書
寄附金控除	寄附金受領証明書
障害者控除	障害者手帳など(お持ちの方) 障害者控除対象者認定書(介護課発行のもの)
住宅借入金等特別控除	契約書、登記事項証明書、借入金年末残高証明書、各種補助金の証書などその他に住宅の性能や、取得したときの状態に応じて追加が必要となる書類があります。詳しくは国税庁ホームページ「令和7年分確定申告特集 住宅ローン控除を受ける方へ」をご覧ください。

次の方は事前に書類の確認と準備をお願いします

- 1. 営業等・農業・不動産所得の申告をする方**
収入や経費対象となる仕切書、領収書等を科目ごとに仕分けをして、それぞれの合計額を計算してください。計算した金額を「収支内訳書」の各科目に記入のうえ、ご持参ください。
- 2. 医療費控除を受ける方**
明細書の添付が必須になりました。医療費控除の明細書に金額を記載し、ご持参ください。
医療費の領収書の添付または提示では控除を受けることができませんのでご注意ください。
また、傷病によりおおむね6カ月以上寝たきり状態の方が使用しているおむつ代を医療費控除の対象とするためには、医師が発行した「おむつ使用証明書」または市町村が介護保険法に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類(以下「確認書」といいます。)のいずれかが必要です。
※令和6年以降の年分に係る確定申告に限り、おむつ代の医療費控除を受けるのが1年目の方から確認書をもって控除を受けることができるようになりました。
- 3. 要介護認定を受けており、障害者控除の適用を希望する方**
要介護認定を受けている65歳以上の方で、障害者手帳等をお持ちでない方が障害者控除を受けるためには、市が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。市役所介護課にて事前に交付申請手続きをお願いします。

6 申告相談にあたっての注意点

- 申告をしなければならない方が申告をしないと、国民健康保険税の軽減措置が適用されない、所得証明書などの各種証明書が発行されないなどの不利益が生じます。
- 待ち時間短縮のため、**収支内訳書や医療費控除の明細書の作成がお済みでない場合は申告相談前に作成していただきます。**
収支内訳書や医療費控除の明細書の様式につきましては市役所税務課、各出張所窓口に設置してあるほか、市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

7 市・県民税申告相談日程表

各会場とも受付時間は8時45分～16時15分（12時～13時は除く）

木造・柏・森田地区【会場：松の館2階 視聴覚室】				
月	火	水	木	金
				2/6
				【柏地区】 下町・鶴野・かしわ団地 かしわニュータウン 岩木団地・第2岩木団地
2/9	2/10	2/11	2/12	2/13
【柏地区】 沖蒔・末吉・藤岡 広須・姥島	【柏地区】 上古川・鷺坂・玉水		【柏地区】 下古川・八重崎 稲盛・小和巻	【柏地区】 上派立・小中野
2/16	2/17	2/18	2/19	2/20
【森田地区】 相野・つきみの団地 月見野丘団地 第二月見野丘団地	【森田地区】 大館・勝山	【森田地区】 山田・森田・床舞	【森田地区】 猫淵・中田・漆館・吉野	【川除地区】 芦屋・川除・豊田 今市・芦沼・秋桜団地
2/23	2/24	2/25	2/26	2/27
	【川除地区】 蓮川・立花・出野里	【出精地区】 芦部岡・大畑・東林 西林	【出精地区】 生田・兼館・石館 善積・堅固	【出精地区】 夕日岡・出崎・蓮花田・永田 土滝・加納・小田原
3/2	3/3	3/4	3/5	3/6
【柴田地区】 濁川・中の林・中館・細川 町居田・桜井・里見・柴田 近野・十文字・平野	【柴田・越水地区】 菊川・福原・千代田 遠山・三ツ館・下福原	【越水地区】 広岡・あざみ岡・越水・ 駒田・吉見・吹原・南広森 丸山	【館岡地区】 館岡・亀ヶ岡・筒木坂 平滝	【館岡・出来島地区】 菰槌・大湯町・出来島
3/9	3/10	3/11	3/12	3/13
【旧 町】 有楽町・浮巢	【旧 町】 上町・松原	【旧 町】 蓮沼・赤根・浦船団地	【旧 町】 田町・桜木団地 若緑団地	【旧 町】 蒔中・横町・清水町 成田団地
3/16				
【旧 町】 千代町・吉岡下木造				

**平日の相談が困難な場合、
2/22(日)・3/8(日)9時～16時15分、松の館2階視聴覚室で受け付けます。**

車力地区【会場：北消防署2階】				
月	火	水	木	金
2/2	2/3	2/4	2/5	2/6
			車力町・下車力町	
2/9	2/10	2/11	2/12	2/13
牛瀧町・ 下牛瀧町	富蒔町		富蒔町・ 豊富町	
建物西側に駐車スペースがありますので、 そちらをご利用ください。				

稲垣地区【会場：稲垣ふれあいセンター】				
月	火	水	木	金
2/16	2/17	2/18	2/19	2/20
千年 再賀 沖善津	吉出・語利 沼館・野末	繁蒔・繁田 船越 下繁田	元増・福富 中派立・前村 下派立・野田 楽田	細沼 鶴見里 沼崎・穂積 家調

※午前中と月曜日は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。
 ※申告がスムーズに行えるよう地区毎に日程を定めています。なるべく割り当てられた期日にお越しください。
 ※3月17日(火)以降の所得税確定申告は市役所で受け付けできませんので、税務署へ直接ご相談ください。

【申告期間前の問い合わせ先】税務課 電話 42-2111(内線216)

【申告期間中の問い合わせ先】※土日祝日は除く

●松の館(申告相談専用)電話 42-3387 (2月6日～3月16日)

●車力地区会場 電話 56-2111(2月5日～2月12日) ●稲垣地区会場 電話 46-2111(2月16日～2月20日)